

本報告書の構成

この報告書は、今後長期にわたる検討が予想される（仮称）新武蔵野クリーンセンターの在り方全般について、市民参加による、最初の本格的な議論の場として設けられた「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」（昨年8月から本年6月まで、実質9ヶ月 16回にわたって開催）の検討結果のまとめです。

まとめにあたっては、何よりもこの「（仮称）新武蔵野クリーンセンター」建設という本市の重要課題自体とこの委員会での議論の内容を、今後全ての市民が理解し、共有して行って頂けることを重視し、結論の核心となるところを、出来るだけ分かり易い表現にすることを心がけました。

内容の構成は、この委員会への最初の問いかけであった「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺地域のまちづくり」を軸に、さらに議論の過程で大きく浮かび上がってきた重要な課題も含めて「はじめに」と本文7章立てにしています。

議論の視野は、今日的な廃棄物処理問題の認識に立って、広く関連領域にも及び、新施設の主な機能・役割である「焼却施設」に留まらず、それを取り囲むより本質的な考え方や「ごみ減量」「非焼却」等の重要な課題にも必然的に触れることにしました。

委員会で深く議論したり、また寄せられた意見などに対する答えでありながら、この報告書に盛り込めなかった内容については、今後の議論への継承のためにも「資料編」を用意しました。

はじめに・・・当委員会の位置づけと役割・・・

1. '市民参加方式'の意味と委員会の構成

「クリーンセンター建替え計画の検討」が具体的に打ち出されたのは、「第四期長期計画・調整計画」(平成20年3月策定)での「持続可能な都市の形成」を目指す主要施策項目においてであった。同時期、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(平成20年3月改定)においても、「中間処理施設(=現クリーンセンター)の更新」として、「現在の敷地の継続使用の適否」、「環境負荷の少ない効率的処理システムと資源化」、「(環境問題の)普及啓発や情報発信機能の確保」が主要な検討事項に挙げられた。これらを受け、市は武蔵野クリーンセンター運営協議会(以下「運営協議会」という)の意見を参考にし、「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」を策定した。その内容は新施設に関連する課題と検討項目の提起に留まったため、引き続き検討は新たな市民参加による検討委員会に委ねられることになり、当委員会が設置された。

多摩地域においては、人口過密地であることからの用地の問題、日の出町に依存している最終処分場(26市町で使用)の容量不足による延命化、他市間連携の難しさなど、クリーンセンターの建て替えにあたり様々な問題を有するが、クリーンセンターは市民生活にとって最重要なインフラの一つであり、当委員会では新施設への円滑な移行が何よりも大切であると考えた。

24年前の現施設建設時とは課題の構造が違い、新たに市民の知恵と感覚を活かした議論の必要がある。“市民参加方式”における役割は、行政のみの視点では硬直しがちな「計画」に新鮮な空気をもたらすことにある。行政によって諮問された事項の検討を行うが、その内容に限ること無く様々な可能性の検討と提案が行われるべきである。そこでは、必ずしも実現可能性を追求されるものではなく、自由な立場での意見が交わされる。「事業」を行うのは行政であり、したがって責任を持って吟味し、最終的な決定を行うのは行政であることを明記する。

当委員会は、“市民参加”で行うクリーンセンターの建て替えについての検討における、『第一段階』である。行政で決定されたことを追認していくものではなく、市民の立場から必要に応じて変革を促していくためである。最終的な決定をするのは行政の責任であるが、これから始まるクリーンセンター建て替えに関しての長い議論に必要な要件を揃えるための筋道を立てる役割を持つ。

2. 主題の解釈と議論の進め方

「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」においては、施設の処理方式、本市のごみ処理全体の中での新施設の位置づけ、整備用地などの項目が明言されず保留となっており、当委員会の検討課題としては「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺地域のまちづくり」の3点が提示された。基本的な検討はこの3つの項目を検討しつつも、「建て替えの必要性」「運営協議会の役割と評価」「非焼却処理(生ごみ堆肥化など)の可能性」「ごみ処理全体の在り方の理想と現実」などを深く検討してきた。

現クリーンセンター建設時と状況は大きく変わっており、検討の手順や内容はその変化に則したものでなければならない。本市の地域性やごみ行政の歩み、今日の時代状況等に起因する諸条件にも目を配り、まず「新施設の在り方」に焦点を合わせた。なぜなら、現クリーンセンターの施設の建設時は用地の選定に多大なエネルギーを消費し、施設の在り方については用地がすでに選定された後となったため、制約条件の中での議論となり自由な発想が活かしきれないという課題を残した。その轍を踏まないために、本市にはどのような施設が相応しいかの議論に時間を割いた。その成果に対応する条件からの「新施設の整備用地」の選定方法と課題整理を行い、「周辺地域のまちづくり」について武蔵野市全体から見た概念と整備用地となるべき地域に貢献するまちづくりの在り方を提案するといったプロセスを採った。

本市のごみ行政のこの四半世紀に及ぶ充実は著しく、クリーンセンターを中心に極めて安定的な立場を獲得し、定着してきている。まず目指すべきは、この経路の円滑な持続と、ごみの排出・処理の質と量や、技術進歩による変化についての正確な将来予測に基づき、最も適切な内容・機能・規模を備えた都市基盤としての「新しいクリーンセンター」のイメージを明らかにすることが最も大切である。そして整備用地がどこであるに拘わらず歓迎されるに値する「現在よりも、より安全・安心を保ち、更に新たな市民環境施設」としての在り方の提案と具体化を試みた。

当委員会では、本市のこれからの世代を担う新施設の可能性を探って議論を進め、より効果的にこの精神を反映させるため、二つの小委員会を設置した。一つには施設・装置・設備、そしてまちづくりとのつながりを検討する「施設小委員会」と、もう一つには多様な市民の生活レベルからの見方を知り、また現クリーンセンター周辺地域のみではなく、この課題への全市的な意識の促進、強化を図る「広報小委員会」を内部に設け、市報特集号の発行やコミセン勉強会などを開催して全市民的な取り組みとすることを目指し、意欲的に活動を進めてきた。

「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺地域のまちづくり」の3点が委員会の検討課題として提示されたが、建て替えの必要性、運営協議会の役割、非焼却処理(生ごみ堆肥化など)の可能性など、ごみ処理全体から「新施設の在り方」を深く検討してきた。当委員会では、「新施設の在り方」のイメージを明確にすることで、これに適した「新施設の整備用地」「新施設の周辺地域のまちづくり」について検討し、提言することとした。

・当委員会における基本方針・・・

これから続く‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’建設に向けての長い検討に際して、当委員会として後続の委員会及び行政が取るべきと確信する基本方針を下記に示す。

(1) ‘クリーンセンター建て替え’を全ての市民が認識し、担う課題として位置づける

‘全ての市民が身近に、自分のこととしての義務と責任の下に解決に努めるべき’と認識を持つことが大切である。今回の‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’建設に当っては、全市民によって共有すべき‘参加と協働の哲学’を最大限貫き通さなければならない。なぜなら、これは市民一人一人が出すごみに起因する課題であり、誰にとっても決して他人事ではない。

(2) 「運営協議会」を中心とした現クリーンセンター建設から今日に至る経験蓄積、そして本市における廃棄物(ごみ)対策の進展と成果を継承し、将来に活かす

現クリーンセンターの建設、そして四半世紀に及ぶ運営が、本市の廃棄物行政、環境行政のレベルアップに果たした役割は計り知れない。その主役は周辺地域によるチェック機能としての「運営協議会」であり、市政との紆余曲折に富むコミュニケーションの成果である。‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’建設には、人的要素をはじめ蓄積された沢山のソフトを、正確にフォローし、尊重し、活かしてゆく必要がある。そのため、新施設に移行しても市の責任において運営協議会方式の継続をサポートし、さらに今後の課題として、運営協議会を全市民に開かれたものにするための実施に向けた検討を行う。また、運営協議会委員が必要な知識を得るため、その課題に適正な廃棄物に関する専門家を公平な立場で加えることなどを検討し、操業協定書の精査(「情報公開」「説明責任」「チェック&フィードバック」のシステムの明記など)を行うべきである。

・・・資料編 P.1-16

(3) ‘地球温暖化による環境負荷の軽減’をはじめ、現在の時代潮流である環境問題に積極的に対応する

当委員会では、‘施設づくり’‘まちづくり’において、地球全体のレベルにまで及んで議論された。‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’では、大きな価値観変化の潮流を生み出しつつある‘環境問題’関連の発想と具体的な技術革新に正面から取り組み、‘地球温

暖化による環境負荷の軽減、‘可燃ごみ非焼却処理方法の研究’や4 R（Refuse【発生抑制】・Reduce【ごみ減量】・Reuse【再使用】・Recycle【再資源化】）の実現に向けてさまざまな方法の可能性を今後も積極的に検討すべきである。

当委員会では3 Rから一步踏み込み、Refuse（ごみになる要らないものを、購入しない・貰わないこと）を含んだ4 Rを推進する議論となった

（４）‘まちに溶け込む次世代型市民施設’としてイメージ転換を図り、周辺地域のまちづくりの核とする

現クリーンセンターは、24年間の「安全・安心」な稼働、まちの景観に配慮した施設づくりなどによって、「ごみ処理施設」の持つマイナスイメージが、ニュートラルなイメージの施設になりつつある。‘（仮称）新武蔵野クリーンセンター’においては、他都市の最新事例も参考にしつつ、むしろプラスの機能による付加価値を創り出し、それらをきっかけとする‘新たなまちづくりを促進する市民施設’としての在り方への視界を開くべきである。

（５）‘現クリーンセンター’から‘（仮称）新武蔵野クリーンセンター’への移行を円滑に行うため、行政によって整備用地を適切に決定し、‘施設づくり’‘まちづくり’の議論に十分な時間とコストをかける

‘（仮称）新武蔵野クリーンセンター’は、環境面、安全面、効率面、そして周辺地域のまちづくり面などについて、そのいずれをも保障しつつ、現クリーンセンターよりさらに市民に親しまれ、まちと共に在り、プラスを創造する高次な施設であるべきとする。‘整備用地’についての基本的な考え方は、相応のコストや困難条件を克服して新規用地を選択するか、これまでの蓄積の継承、活用を重視し、現在の市役所北エリアを選択（但し域内の土地利用の全面的見直しと地元住民への心理的な不安へのケアを前提とし、行政においても横断的な調整を求める）するという二つの選択肢があると想定している。今後は行政の責任において適切な整備用地を決定し、本市に相応しい、画期的な‘（仮称）新武蔵野クリーンセンター’の整備への検討を深めるべきである。

ごみ問題と対策の長期的展望と現実的選択

1. 「本市における将来的ごみの予測と処理方式の全体像」について

‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’の建設を考えると、本市のごみ処理全体の中で、位置づけや、新施設が担うこれからの世代における将来的ごみの予測が必要であることから、下記を前提条件としてまとめた。

(1) 処理対象ごみ量 ……資料編 P.17-18

平成 19 年度に策定した市の「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」により予測された平成 29 年度の人口とごみ量によって、焼却処理の計画を立てる。約 5,000 人の人口増が見込まれるが、年間約 5,000 t のごみ減量化・資源化をする前提であり、この厳しい目標に向けて市民・事業者・行政が一体となってごみを減らしていかなければならない。

(2) 処理対象ごみ質 ……資料編 P.19

前項に示す処理量は、可燃ごみ及び不燃・粗大と資源物の資源化残さを焼却処理対象とした場合の想定量を示したものである。直近の焼却ごみの組成分析結果において、可燃ごみに占めるごみ質としては、約 4 割が紙類、次いで約 2 割 5 分程度を生ごみ(厨芥類)が占めている。

(3) 処理方法の課題整理(焼却処理/非焼却処理) ……資料編 P.20

処理方法の課題を整理するにあたり、安全・安定稼働の観点からクリーンセンターで焼却処理できる範囲を集中処理とし、現時点では収集・処理の形が確立されておらず全世帯対象とは出来ない非焼却処理について、各地域でパイロット事業として少量で行うものを分散処理と位置づける。

(4) 処理方法の方針 ……資料編 P.21-24

安全・安定的なごみ処理の観点により、焼却処理を継続する。また、エコセメント事業との連携が可能な施設(ストーカ炉)を整備することが必要と考えられる。

将来のごみ量として、生ごみ(厨芥類)と剪定枝葉で全体の 3 割程度を占め、これらの減量・資源化により、炉の負荷を大幅に軽減することが可能であり、メンテナンスも容易になる。

ただし、現状では生ごみすべてを資源化可能な形で適正に分別排出することは不可能なことや、処理による不適物や残さの発生などにより、これらのごみを全て焼却から除外できるような技術は安定確立されておらず、それ以外の紙類・プラスチック類の処理と合わせて、焼却処理を不要とすることは出来ない。また、武蔵野市は最終処分場を有しておらず、多摩地域 26 市町で構成する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚最終処分場内にあるエコセメント化施設に焼却灰を搬入しているため、現在埋め立て処分を行っておらず、将来的にも最終処分場の確保は困難であるため、エコセメント事業は継続するものと考えられる。

平成 29 年度までに、約 5,000 人の人口増が見込まれるが年間約 5,000 t のごみ減量化・資源化をする前提である。この厳しい目標に向けて市民・事業者・行政が一体となってごみを減らしていかなければならない。

安全・安定的なごみ処理の観点により、新施設計画は焼却処理(ストーカ炉) + エコセメント化を原則とすべきである。ただし、生ごみ(厨芥)、剪定枝葉は資源化に向けて取り組むことを求める。

2. 'ごみ処理の将来的方向選択' について...焼却から非焼却への可能性

‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’建設にあたっては、ごみの減量・資源化が前提となっており、ごみ処理の将来的な在り方、特に非焼却への方向に向かうための検討を行った。

(1) 生ごみ等バイオマス処理の在り方 ……資料編 P.25-38

武蔵野市の可燃ごみの2割5分程度は生ごみ(厨芥類)が占めており、約7,800tの量となる。生ごみなどのバイオマス資源の活用は、全国的な課題となっているが、分別徹底の困難性、収集回数の増加や施設での臭気対策、生成物の販路といった多くの課題が存在し、全市的な取り組みとして新施設で取り入れるべき収集・処理方法が現時点においては確立されていない。

現時点で、確立していない収集方法、資源化処理方法では施設計画に見込めない。

焼却施設とバイオマス処理施設を併設して計画するのは、人口過密地である本市の立地から難しい。

生ごみ処理は啓発的な意味合いも強いことから、ごみ減量協議会【資料編P.50】での検討も踏まえながら、市民参加で将来のあり方を模索すべく、パイロット事業を実施する必要があると考えられる。また、将来生ごみを分別品目の一つとして収集、資源化する場合、パイロット事業の拡大化による分散配置もしくは市外の民間バイオマス処理施設の活用を検討していく。

集合住宅での生ごみ処理については、サンヴァリエ桜堤団地で実施した生ごみ処理パイロット事業の経験を生かし、同様の取り組みを広げていく方法を検討していく。

(2) 剪定枝葉処理のあり方 ……資料編 P.25-34

草木類湿潤ベースで2,000tの量の内、剪定枝葉は500tの量が見込まれる。

現在、剪定枝葉の資源化は、平成20年度で100t、平成21年度で150tを見込んでいる。この事業は、民間処理施設で堆肥化している。また、一部の市立公園や学校校庭においても落葉の堆肥化に取り組んでいる。

量的に限られているので積極的に処理していく。

(3) ごみ減量対策と新施設 ……資料編 P.39-50

新施設を計画するにあたり、ごみ減量が不可欠である。「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政の協働による家庭系、事業系ごみのさらなる減量を実現するための取り組みを推進するよう、強く提言する。ごみの具体的な減量方法については、ごみ減量協議会での検討【生ごみ、容器(レジ袋)、紙の削減検討】を参考として実施すべきである。

当委員会では3Rから一步踏み込み、Refuse(ごみになる要らないものを、購入しない・貰わないこと)を含んだ4Rを推進する観点から、市は、環境市民団体や事業者と協働で、ノーレジ袋などの具体的な取り組みを実現するよう求める。

生ごみ等バイオマス資源の活用を図るため、全市に導入可能な施策を模索すべく、市民参加によるパイロット事業の実施を提言する。

「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政の協働による家庭系、事業系のさらなる減量を実現するための取り組みを推進するよう強く提言する。

Refuseを含んだ4Rの推進のため、具体的な取り組みを実現するよう求める。

3. ' 近隣都市との広域処理 ' ' 分散配置 ' について

新施設の計画は、現クリーンセンターの 24 年間の安全・安定稼働の実績から焼却処理による本市単独処理が現実的であると考えられる。しかし、新施設稼働後、しかるべき時期となると、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化などにより、広域化や分散化が可能になることも想定される。そこで、「クリーンセンター将来像の仮説」を立てることで、将来の広域化や分散化を実現できる足がかりとなりうる。

…資料編 P.51-60

クリーンセンター将来像の仮説

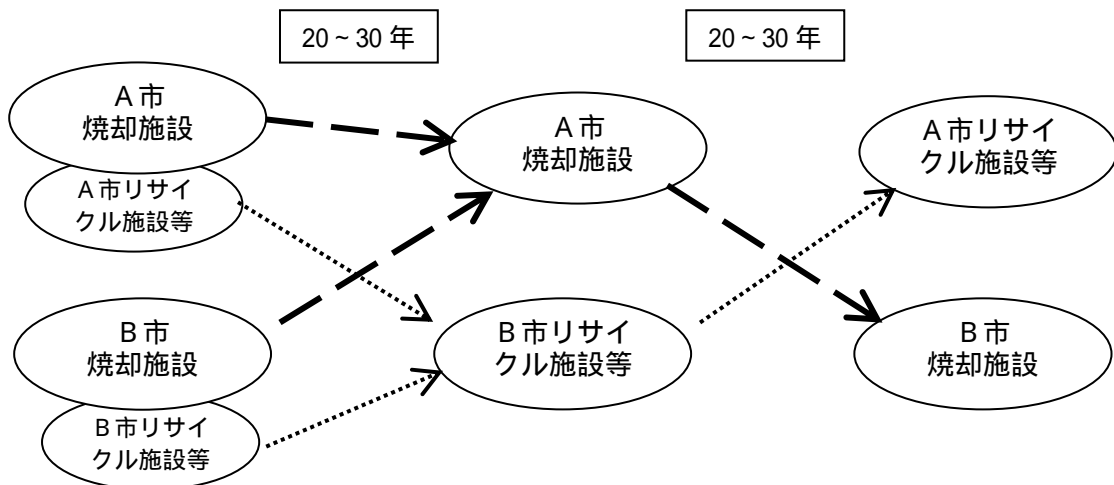
(1) クリーンセンター将来像の仮説_ 《ごみ処理に終わりなし》

クリーンセンターは、20 年～30 年で更新していく施設である。また、最終的な処理機能としてのエコセメント事業も施設更新を迎える時期があり、その時期は、クリーンセンターの更新時期とは一致しない。ごみの処分方法については、まだ技術開発の余地がある。また、ごみの量は、減量化対策の効果やライフスタイルの変化、省資源化（資源の枯渇）等の要因で将来一段と減ることが予想される。これらを踏まえ、ごみ処分の方向性として大きく 2 つの方向が、考えられる。

減量されたごみを効率的に処分するために広域連携による処理。

- ・今の処理施設の規模は変えず、広域として総量を減らす。

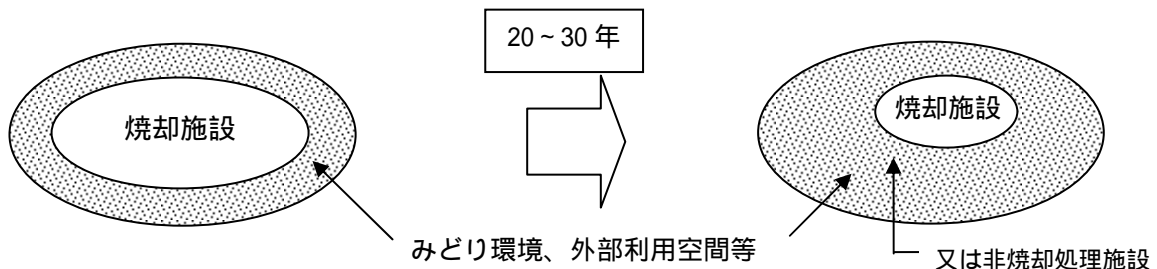
広域連携で更新時期ごとに地域間で機能の交換を行う



減量した処分量に見合った技術の開発。小規模化した処理施設による自治体ごとの単独処理。

- ・処理場の敷地規模は変えず、規模を小さくする。

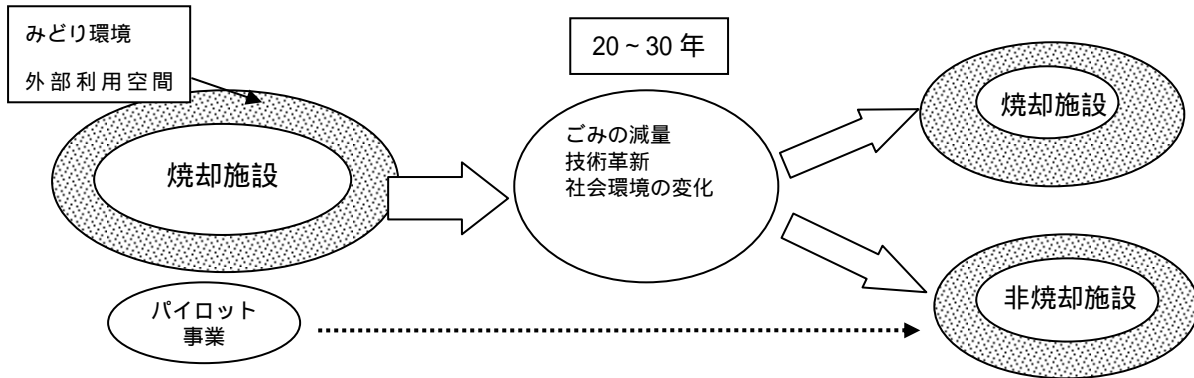
小規模化をばねにしてまちづくりへ展開



(2) クリーンセンター将来像の仮説 《ごみ処理をまちづくりに活かす》

前項の方向性をさらに広げ、市内に複数のクリーンセンター用地を設定することで、施設整備だけでなく環境の改善や、景観向上、オープンスペースの確保などを併せて行い、硬直化した地域でのまちづくりへつなげて行くことが可能である。

将来、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化により、施設規模（敷地面積）の縮小が可能となり、分散配置も可能である。



(3) クリーンセンター将来像の実現に向けて

地区ごとの分散配置の実現に向けて、考える場を設ける

地区ごとの分散配置の実現に向けて、ごみ処理の問題意識を喚起することも含め、新施設の稼働を待つこと無く考える場を設ける。

例：各コミュニティセンター地区ごとに、焼却施設、生ごみ処理施設、リサイクル施設、ストックヤード、リペア工房等、引き受けられる施設を話し合える準備をする。

他の自治体との広域支援体制

施設の安全・安定稼働を図るため、多摩地域ごみ処理広域支援体制（26市3町1村8組合による協定締結）の強化を働きかける。その中で、多摩地域の収集区分・分別方法等の統一化を働きかける。

エコセメント事業の継続性

東京たま広域資源循環組合（26市町で構成）のエコセメント事業の継続性を常に確認し、灰の安定・安全な処理の継続を図る。

新施設稼働後、しかるべき時期に、将来のごみ処理全体を考える場を設ける

新施設稼働後、しかるべき時期（ごみの減量、技術革新、社会環境の変化など）に、将来のごみ処理全体（広域化・分散化、ごみ量、ごみ質、灰の処理、生ごみの資源化など）を考える場を設け、その後のごみ処理施設のあり方を方向づける。

当委員会では、'近隣都市との広域処理' '分散配置' について 以下の提言をする。

新施設の計画にあたっては、本市単独施設とする。

地区ごとの分散配置の実現に向けて、考える場を設ける

広域支援の協力体制の強化を働きかける。その中で、多摩地域の収集区分・分別方法等の統一化を働きかける。

エコセメント事業の継続性を確認する。

新施設稼働後、しかるべき時期（ごみの減量、技術革新、社会環境の変化など）に、将来のごみ処理全体（広域・分散化、ごみ量、ごみ質、灰の処理、生ごみ等のバイオマス処理など）を考える場を設け、その後のごみ処理施設のあり方を方向づける。

・新施設建て替えへの背景と必要性

平成 17 年度に実施した精密機能検査によって、建て替えの必要性が提起され、本委員会ではクリーンセンター建て替えを前提として発足したが、本当に建て替えが必要なのかという議論から、新施設建て替えの必要性について検証を行った。 ……資料編 P.61-100

プラント更新（現在の建物を残し、工場設備の修繕・入れ替えによる対応）やさらなる延命化を図ることは出来ないかという検証を行った。ごみ処理施設は機械設備の集合体であり、機械類には寿命がある。それを超えて使い続けていると急激に故障頻度・事故発生率が増えてくる。頻繁に故障が増えても特段大きなリスクや人命に関わらないものであればともかく、ごみ処理施設はその性質上故障や大きな事故になった場合に、市民生活への影響や、近隣住民への大きなリスクとなる可能性がある。そこで、クリーンセンターにおいては耐用年数以内を一つの目安とし、機器更新などを実施することが重要である。決して長寿命とリスクを取引することは出来ない。



焼却炉とボイラーの耐用年数はメンテナンスを充分に行って約 30 年である。3 炉を 2 炉ずつ使用し、1 炉を休ませる運営を行っているが、鉄製の設備としてどれだけ丁寧に使っても 35 年以上経つと耐久度が損なわれ、安全性が懸念されるため、安全・安定稼働の観点からボイラーと焼却炉の交換が必要となる。ボイラーや焼却炉といった主要設備を交換する場合、他の機械設備の交換を伴うため、メンテナンスによる対応のレベルを超え、プラント更新または建て替えでの対応となる。



現施設は周辺環境を配慮して振動・音・臭いを外に漏らさないようにするため、鉄筋コンクリート造という頑丈な建物となっていることから、大規模設備である焼却炉とボイラーを稼働しながら交換を行うことは極めて困難であり、さらに、耐震性能の増強、24 年間で変化した（プラスチックが増え、水分が少なく燃えやすくなった）ごみの成分への対応、地球温暖化対策として求められる発電設備の設置などの条件を満たすのが物理的に困難である。また、コストの面からもプラント更新は有利と言えない。以上のことから、安全・安定稼働の継続とリスク回避から建て替えが必要である。



ただし、新施設においてはファシリティ・マネージメント（施設をコスト最小・効果最大で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法）の理念を採用し、焼却炉・ボイラーの耐用年数に合わせ長期修繕計画を立て、安全・安定稼働に努める、その際、より修繕が容易な施設設計を行うべきである。

当委員会では、「新施設建て替えへの背景と必要性」について以下の提言をする。

安全・安定稼働の継続とリスク回避から、現クリーンセンターは平成 30 年度までの稼働とし、当該年度までに新施設の整備を進め、円滑にバトンタッチできるように計画する。

新施設においてはファシリティ・マネージメントの理念を採用し、焼却炉・ボイラーの耐用年数に合わせ長期修繕計画を立て、安全・安定稼働に努める。

・新施設の在り方と求められる条件

‘(仮称)新武蔵野クリーンセンター’のあるべき姿、求められる条件について、以下の通り整理した。

1 将来的焼却ごみの量と質の予測

…資料編 P.101

(1) ごみの焼却処理量

第 章のとおり、平成 19 年度の「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」において想定された平成 29 年度の想定ごみ量により、新施設においては焼却処理量 30,607 t /年で処理能力を算定する。

(2) ごみ質

本市の可燃ごみにおいて、約 4 割が紙類、次いで約 2 割 5 分程度を生ごみ(厨芥類)が占めている。プラスチック類の含有量は 13% 超あり、水分も減少しており、ごみ質(ごみの持つカロリー=燃えやすさ)は 10,000KJ/kg を超えることもある。現施設の設計上のごみ質(下限値 3,767kJ/kg ~ 上限値 10,047kJ/kg)に対し、絶えず上限値付近にあることになる。生活環境などが変わった影響と考えるが、今後もこの傾向が続くと想定する。よって、新施設は、10,000KJ/kg のごみ質に対応できる焼却炉・ボイラー等の設計が必要である。

焼却処理量：30,607 t

ごみ質：10,000KJ/kg (水分が少なく、燃えやすいごみの成分)

2 新施設の目的と役割

…資料編 P.102

(1) 安全・安定的な処理の継続

現クリーンセンターは、「自区内処理」を目的として市民、特に周辺住民と共に検討を重ねて住宅地の中に建設された、本市唯一の中間処理施設である。したがって、現施設の第一の使命は安全かつ安定的な稼働であり、その使命は新施設においても継承されるものである。

(2) まちづくりにおけるプラスの役割

現施設は「よりよい施設でよりよいまちに」というフレーズの下、「迷惑施設」ではなく、まちづくりの一角を担うものとして計画され、まちに溶け込む施設づくりを行ってきた。新施設においてはさらに前進し、まちづくりにおいてプラスのインパクトをまちにもたらし、まちづくりの中核を担うものとして機能するものとする。

(3) 埋め立てゼロの維持

多摩地域のごみの最終処分場を管理・運営する東京たま広域資源循環組合では、二ツ塚処分場の有効利用や資源循環の推進等を目的として、これまで埋め立て処分してきた焼却灰について、これを原材料としてエコセメントを製造するエコセメント事業を平成 18 年度から開始した。本市では、不燃・粗大ごみの選別残さについても、平成 15 年 10 月から焼却処理をしており、埋め立てを行っていない。今後も引き続き、エコセメント事業を支援するとともに、埋め立てゼロを維持していくことが必要である。

3. 新施設の基本性能と必要装置

(1) 新施設の処理対象物・処理能力 ……資料編 P.103

将来的に生ごみ等の処理を他の方策に委ねることが可能となることは考えられるが、現段階でこれを見越した規模の縮小は処理能力の不足、ごみ処理事業の安定性の欠如に繋がりがねず、現状と同等のごみ組成による可燃ごみの搬入及び予測される平成 29 年度のごみ量から将来必要な施設の処理能力を決定する。

(2) 施設のバックアップ(炉数の設定) ……資料編 P.104-105

現クリーンセンターの 195t/日(65t/日×3炉)の規模から、新施設は 120t 規模となることを見込まれ、2 炉構成が想定される。2 炉構成とした場合にメンテナンス期間を確保するため、ごみピットの容量の増強や近隣自治体との相互支援によるバックアップ体制を考慮する必要がある。

(3) 災害廃棄物の処理 ……資料編 P.106

平成 20 年度に地域防災計画が策定され、災害廃棄物の処理についても一定の方向性が示されている。施設の能力を決定するにあたり、この災害廃棄物の処理を考慮に入れることを検討する必要がある。

(4) 粗大・不燃ごみ処理施設(マテリアルリサイクル推進施設)の検討 ……資料編 P.107-109

現クリーンセンターでは、粗大・不燃ごみから金属等を回収し、選別残さは焼却している。その他の資源化処理は、市外民間処理施設で委託処理を行っている。当面これ以上施設規模の拡大を図れない現状から新施設においては現行の不燃・粗大の処理を継続するが、その他の資源化処理は、市外民間処理施設を活用する。ただし、収集・運搬の効率性から新施設にストックヤードを確保する。

(5) 普及啓発機能・情報受発信機能の確保について ……資料編 P.110

普及啓発機能・情報受発信機能は、廃棄物の処理を行っている施設等に併設することが、来訪者に廃棄物の処理の様子を間近で見ってもらうなど印象付けの面に優れているため、施設へ併設するものとする。なお、繁華街等の集客性に優れた場所に確保することも検討する。

(6) リペア工場の併設 ……資料編 P.111

粗大ごみの中には修理をしてまだまだ使えるものが多い。現在はシルバー人材センターでリペア施設としての機能を有している。新施設でもリペア工場を併設し、リユース(再利用)の具体的な行動として啓発を図る。ただし、あくまでも啓発を目的とし小スペースの確保とする。

当委員会では、「新施設の基本性能と必要装置」について以下の提言をする。

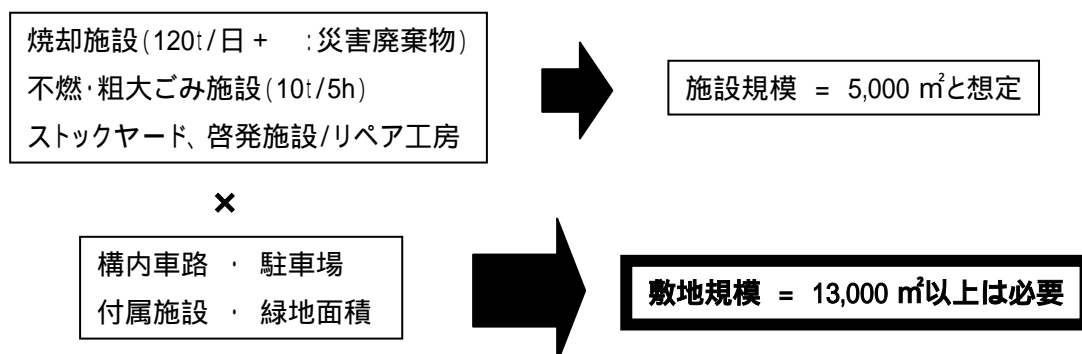
焼却施設については、現行の 195 t/日から「120 t/日(+ : 災害廃棄物)」とする。
粗大・不燃ごみ処理施設(マテリアルリサイクル推進施設)は、現クリーンセンター同様設置し、処理能力を 10t/日とする。

資源化処理施設は、当面これ以上施設規模の拡大を図れない現状から、引き続き民間処理施設を活用する。ただし、収集・運搬の効率性から新施設にストックヤードを確保する。
新施設には普及啓発機能・情報受発信機能を確保するとともに、リペア工場も併設する。啓発施設は、新施設に併設するほか、吉祥寺にアンテナショップとして持つなど、分散配置も考えられる。

4 . 新施設整備のための施設規模と条件

…資料編 P.112-121

施設を設置するために必要な建築面積について、近年の他自治体における施設の事例等を参考に設定し、必要とされる構内車路などの設備の面積を合わせた敷地規模を算定した。



また、焼却灰輸送用トレーラーの規模から、幅員 10m以上の接道を必要とする。

敷地規模：13,000 m²以上、接道の幅員は 10m以上を必要とする。

5 . 地球環境・周辺環境への配慮

新環境基準

…資料編 P.122-140

現武蔵野クリーンセンターは、法規制より厳しく上乘せされた排ガスの自主規制値を定めている。この自主基準値は、整備当時としては大変厳しい先進的な条件であった。新施設についても、最新の設備を設置し、必要と考えられる厳しい公害防止の自主基準を検討していく必要がある。

環境影響調査

…資料編 P.141-150

環境影響調査についても、必要十分な調査項目を検討していく必要がある。

環境マネジメントシステム (ISO14001)

…資料編 P.151

現クリーンセンターでは、環境マネジメントシステム (ISO14001) を採用、取得しているが、環境目標については、全市公共施設の共通のものとなっている。新施設においては、清掃工場としての環境目標を定め、特に、環境目標には操業協定書の遵守を掲げる。環境マネジメントシステムに基づき、環境目標を達成するため、計画 (Plan)・実施 (Do)・点検 (Check)・見直し (Act) の PDCA サイクルを展開し、環境負荷の削減を図る。その結果を市民に判りやすい形で 1 年に 1 回環境報告書としてまとめ、公開する。

地球温暖化対策

…資料編 P.152-159

発電及び市役所等での余熱利用、省エネルギー機器の採用・効率的な処理を推進していくこと等により、購入電力や燃料の使用を可能な限り抑え、電力会社等での発生 CO₂ 量を削減する。また、屋上に太陽光発電・屋上緑化を積極的に導入すると共に、収集車の CO₂ 排出削減 (エコカーの導入など) にも取り組むなど、環境負荷の軽減を図るべきである。

新施設は、現クリーンセンター以上に景観へ配慮するとともに、厳しい環境基準を遵守し、周辺環境の保全に重点を置くことにより、安全で、地域に溶け込んだ施設づくりをめざす。また、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルの考え方を取り入れ、持続して改善、見直しを行い、環境負荷の削減をテーマにした施設づくりを展開することで、地球温暖化による CO₂ 削減のため、循環型社会形成を目指すよう提言する。

・整備用地の候補地と適合性の比較...

‘(仮称)新武蔵野クリーンセンターの整備用地の候補について、現クリーンセンター用地を決定した時から状況の変化はなく、市内においてはまとまった用地を求めにくい状況である。当委員会では、このような状況を踏まえ、現クリーンセンターの24年間の安全・安定稼働の実績から新施設を焼却処理による本市単独処理で計画している中、整備用地の要件整理をし、抽出した候補地に対する適合性の比較を行った。

…資料編 P.160-169

1. 整備用地の要件整理

選定にあたっての視点として、次の項目から整備用地の要件整理を行った。

『 新施設の在り方と求められる条件 4. 新施設整備のための施設規模と条件』から

面積要件による抽出

- ・ 新施設の整備用地として最低限必要とされる1.3ha以上の広さを有する用地を抽出する幅員10m以上の現況道路または、都市計画道路によるアクセスが可能な土地。
- ・ 道路アクセスおよび交通渋滞、収集効率のよさは不可欠な要素。

農地は、対象から外す

- ・ 市内の土地利用状況から、これ以上農地は減らすべきではない。
- ・ 本市の農業は都市化の波に押され、極めて厳しい環境の中に存在してきた。昨今都市農業の大切な役割は、生産面にとどまらず多機能性からも見直されてきており、将来への可能性を確かめつつ、積極的に振興を図っていくことを望まれる。(第四期長期計画調整計画/平成20年3月)

*ただし、1.3ha 幅員10m以上の道路に接道 に適合する農地はない。

現在、土地利用がされている民有地は対象外とする

*当委員会では、民有地についても調査・検討したが、 の条件を満たす民有地が数箇所ある中、「土地利用がすでになされ、民間の営利活動がされている。」「用地買収には合意形成までに時間がかかる。」「民有地取得には、土地買収費、家屋補償費、営業補償費等が必要であり、多額の費用がかかる。」など、本市の財政状況や所有者への影響が大きいことから判断し、対象外とした。

民有地取得例：土地買収費だけでも住宅地で約30万円/m²、その他の地域とすると約50万円/m²と仮定すると、最低面積13,000m²の買収には住宅地で約39億円、その他の地域で約65億円となる。ここに家屋補償費、営業補償費等が加わる。

上記条件から「大規模公共公益用地」を抽出する

* の条件を満たし、民有地より影響の少ない大規模公共公益用地を抽出する

(P.14) 2.

2. 整備用地の要件整理から「大規模公共公益用地」を抽出する

本市は人口密度全国第2位に位置するほど著しい都市化が進んでいる。土地利用は7割超の住宅地と3駅の商業圏などからなっており、農地は3%に過ぎない。その中でも、前ページの条件を満たす「大規模公共公益用地」が確保されているところは、3つの都立公園、2つの都立高校、5つの市立小・中学校、境浄水場、市役所・むさしの市民公園エリア、陸上競技場・総合体育館・市営プールエリア、市役所北エリア（現クリーンセンター・運動施設・緑町コミセンを含む街区）の14ヶ所に限られ、全て土地利用がなされており、以下の課題がある。

- ・ 都立公園は都の方針（公園を含む緑の増量）として清掃工場の建設を認めないとしている。
- ・ 少子化の進行により学校の統廃合が行われる可能性は無いと言い切れないうちでも、現在使用されている学校を10年以内に稼働が必要とされる（仮称）新クリーンセンターの用地として選択することは出来ない。
- ・ 既存公共施設を解体して（仮称）新武蔵野クリーンセンターの建設を行うことはコスト・代替地の確保などの面から困難である。

以上のことから、相応のコストや困難条件を克服して新規用地を選択するか、これまでの蓄積の継承、活用を重視し現在の市役所北エリア（現クリーンセンター・運動施設・緑町コミセンを含む街区）を選択するという二つの選択肢を想定する。

これまでの議論における整備用地は、一ヶ所の大規模焼却場を前提にするものであった。しかし、他方ではごみ減量、技術の革新、社会環境の変化による全量焼却処理から非焼却処理への、即ち焼却処理部分の軽減への転換のためのパイロット事業推進への取り組みに大きな期待がかかっている。その具体化が進めば、焼却場の規模縮小やごみの種類・処理方式別の施設分散立地の可能性が生まれ、近隣都市との広域連携体制も含めて、市内でも幾つかの地域にさまざまなタイプの処理場の整備がそれぞれの場所が持つ条件に適合して、図られることも十分に期待できる。当委員会での検討過程における整備用地の候補地選定の議論は、こうした事態の到来にも対応して、活用されることを望んでいる。

当委員会では、「整備用地の候補地と適合性の比較…」について以下の提言をする。

選定にあたっての視点から、整備用地の要件を満たす大規模公共公益用地は14ヶ所に過ぎず、相応のコストや困難条件を克服して新規用地を選択するか、これまでの蓄積の継承、活用を重視し現在の市役所北エリア（現クリーンセンター・運動施設・緑町コミセンを含む街区）を選択するという二つの選択肢を想定する。

将来、焼却場の規模縮小やごみの種類・処理方式別の施設分散立地の可能性が生まれ、近隣都市との広域連携体制も含めて、市内でも幾つかの地域にさまざまなタイプの処理場の整備がそれぞれの場所が持つ条件に適合して、図られることも十分に期待できる。当委員会での検討過程における整備用地の候補地選定の議論は、こうした事態の到来にも対応して、活用されることを望む。

本委員会の検討内容を踏まえ、行政の責任において適切な整備用地を決定すべきである。

・新施設周辺における地域のまちづくりの考え方

主に焼却設備、搬送ルート等をめぐっては、現クリーンセンター整備の時代、そして現在もなお、その近接立地に関して安全・安心に対する心理的な不安が残っていることは否定できない。しかし、本市におけるこれまでの経緯は、そうしたマイナス面を一貫して可能な限り小さくする努力の歴史であり、またこの施設にとっては今後もリスク管理への細心の配慮こそが、一体となった必須の仕事となるということは十分に合意されているとして良い。こうした意味から、他都市の最新事例も参考にしつつ、こうした施設のイメージ転換を図り、むしろプラスの機能による付加価値を創り出し、それらをきっかけとする‘新たなまちづくりを促進する市民施設’としての在り方への視界を開く時期にきていると考えられる。

1．次世代型都市施設としての要件

現代の清掃工場において、外観を様々なデザインで工夫をして、清掃工場には見えないように隠している建築が多い。旧来の「迷惑施設」としてのイメージから脱却し、まちに溶け込む施設というのが、現代における清掃工場の姿だと考えられる。そこにあるのは「隠す」という思想であり、現クリーンセンターが、まさにこのイメージである。

次世代型都市施設としての清掃工場においては、自らがまちづくりの中核を担い、「地域にあってもいい施設」から「地域にあって欲しい施設」とし、足を運びたくなる施設であることが求められている。リペア工房やフリーマーケットなどをはじめとして、環境というテーマから通じるコミュニケーションを生み出す施設づくりがあるべきである。

そのためには、まちに対して開かれたものでなければならない。塀や垣根を無くし、だれでも自由に散策でき、四季を感じられるものにするのも一つの方法である。つまり、どのように活用するかが問われてくる。

2．周辺環境とまちづくり

現クリーンセンターは建物及び煙突の高さを抑え、圧迫感のない施設とし、鉄筋コンクリート造タイル張りとした上で周囲を樹木で囲うなど、周辺環境に配慮した外部への影響を可能な限り抑える思想で建設されている。新施設では、このよい点を踏襲しながら、市民が施設を利用することでごみや環境への関心・理解を深め、地域の活性化や福祉の増進までを含めた開かれた施設づくり、まちづくりのため、必要な施策を検討していく必要がある。

また、ピオトープなどを設置する際に関心のある子供たちにも入ってもらって調査、研究、企画まで最初から参加させ、共につくることによって愛着が沸くようにするなど、様々な分野を市民参加で進めるなどの工夫を積極的に取り入れるべき。

…資料編 P.170-173

3. 都市計画の中でのクリーンセンター

- ・ 都市マスタープラン【資料編 P.166】における「めざすべき都市像」は、「環境共生・生活文化創造都市むさしの」である。クリーンセンターもこの理念に合致しており、「市民環境施設」とした都市施設をめざす。
- ・ 現クリーンセンターは、都市施設（ごみ焼却場・熱供給施設）として都市計画決定【資料編 P.161-162】されている。新施設においても、都市施設として都市計画上の位置づけを明確にする。

4. 環境保全とまちづくり

- ・ 現クリーンセンターは建設当時としては画期的な自主基準を設け、その後もダイオキシン類対策の改修を行うなど、逐次周辺環境の保全につとめてきた。新施設においても、現施設よりさらに厳しい、適切な自主基準を周辺住民と共に設定し、安全な運営を継続すべきとする。…資料編 P.122-140
- ・ 施設の稼働後に適切な運転、環境保全等が実施されていることを、市民や運営協議会等で監視していくために必要なハード面での設備を設けることや、PDCAサイクルを取り入れたソフト面での監視の仕組みづくりを行い、「情報公開」「説明責任」「チェック＆フィードバック」のシステムが行政職員・運営協議会委員の交代によって損なわれず、適切に機能し続けるようにするよう検討される必要がある。…資料編 P.12 資料編 P.151

5. 周辺地域と新施設

…資料編 P.170-173

新施設は、周辺地域に還元できる施設づくりをめざす。現在の「閉ざされた施設」から、市民に対して「開かれた施設」とし、誰でも利用可能かつ利用したくなる機能を併せ持ち、地域を活性化するコミュニケーションの場とする。

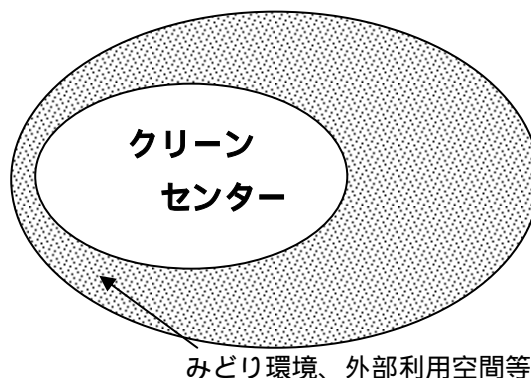
クリーンセンターと公園等を一体化した施設として整備する場合の

公園のあり方について(環境を考える核としての位置づけ)

- ・ クリーンセンターは緑と一体化したものでなければならない。
- ・ クリーンセンター及びその周辺は、立地する地域の環境を豊かにする拠点として位置付ける。
- ・ クリーンセンター及びその周辺の環境は、利用の自由度が高く、開かれた施設とする。
- ・ ほぼ全域で土地のポテンシャルが高い武蔵野市では、屋上緑化・壁面緑化等に頼らない平地の緑化を基本とする。ただし、環境に配慮した施設づくり（例：緑化による圧迫感の軽減、植物による環境影響への感知…）として、平地の緑化と併せて屋上緑化・壁面緑化等も積極的に取り入れる。

土地ポテンシャルとは、緑化植物の生育に必要な土壌や日照などの自然条件、風や大気汚染などの生育阻害要因の有無。

クリーンセンターと公園等を
一体化した施設とするイメージ図



6 . 都市防災と新施設

…資料編 P.76 資料編 P.106

新施設は、市の定める災害時の重要施設としての耐震基準（耐震性能係数 1.25）を確保し、災害時に施設機能を損なわない施設づくりをする。その上で、災害時に発生するごみに対し、迅速に処理できるように能力を付加させる。

7 . 先進事例から学ぶもの

…資料編 P.137-140 資料編 P.155

- ・ごみ焼却施設と周辺のみどりは、単なる緩衝（閉鎖された）緑地ではなく、市民が利用できるオープンなみどりとして機能するよう配慮するべきである。
- ・先進事例では、屋上緑化・壁面緑化等を使った緑化が使われていることが多い。他の焼却施設は、土地のポテンシャルの低いところに立地することが多く、植物の生育は総じてよくないため、屋上緑化・壁面緑化等で補っているという印象もあるが、清掃施設は壁面が多く、環境への配慮の面からも屋上緑化・壁面緑化も積極的に取り入れるべきである。
- ・屋上からの採光をうまく利用している例があった。環境負荷を軽減する意味で、エネルギーを使わない姿勢も重要である。

当委員会では「新施設周辺における地域のまちづくりの考え方」について以下の提言をする。なお、地元還元については、周辺住民の要望・提案を聞き、十分協議すること。

他都市の最新事例も参考にしつつ、プラスの機能による付加価値を創り出し、それらをきっかけとする「新たなまちづくりを促進する市民施設」としての在り方への視界を開く。

リペア工房やフリーマーケットなどをはじめとして、環境というテーマから通じるコミュニケーションを生み出す施設づくりをする。

新施設においても、現施設よりさらに厳しい、適切な自主基準を周辺住民と共に設定し、安全な運営を継続すべきとする。

クリーンセンターは緑と一体化したものとして整備され、立地する地域の環境を豊かにする拠点として位置付ける。

・今後の進め方についての提案

当委員会は、新たなクリーンセンター建設における長い旅路のスタートを切ったに過ぎない。クリーンセンターは重要なインフラの一つであり、当委員会の提言について、市は真摯に受け止め、新施設への円滑な移行に期待する。

今後は、信頼の出来る専門家の知見を交えつつ、市民参加による検討を深めていくという道筋が取られるべきである。特に「周辺地域のまちづくり」の詳細や環境保全対策の内容については、市民と協働し、周辺住民の意見を十分に反映しながら計画を進めるべきである。

また、今後行われる検討委員会委員や市職員に対しても、十分な視察や研修などで見聞を広められるよう必要な投資を行い、人材の確保・育成に努めるべきである。さらに、今回の議論が清掃工場の建て替えだけに留まらず、環境問題、ごみ減量などまで及んだことを踏まえ、行政においても横断的な取り組みを望む。

当委員会では、平成 21 年 3 月に提出した「中間のまとめ」に対してパブリックコメント(市民意見)の募集を行った。これらの意見は最終報告書の作成に当たって参考とし、必要と思われることについては積極的に反映した。資料編に、パブリックコメントとして受けた意見を項目ごとにまとめたものを添付する。この最終報告書と共にこれらの意見を深く受け止め、今後の方針を検討するよう、市に求めたい。

…資料編 P.192-P.198

当委員会の広報計画小委員会においては、市報特集号の発行やコミセン勉強会などを開催して全市民的な取り組みとすることを目指してきたが、まだまだ全市民的な取り組みまで至っていない。前述のように新たなクリーンセンター建設における長い旅路のスタートを切ったに過ぎないわけであり、全市民的な取り組みは長期的に継続する必要がある。今後も、全市民によって共有すべき参加と協働の哲学を最大限に貫き通さなければならない。

…資料編 P.174-P.191

(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会設置要綱**(設置)**

第1条 (仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想に基づき、(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設(以下「新施設」という。)の在り方、その周辺の地域のまちづくり等について必要な事項を検討するため、(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新施設の整備用地
- (2) 新施設の在り方
- (3) 新施設の周辺の地域のまちづくり
- (4) 前3号に掲げるもののほか、新施設について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成21年6月30日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、環境生活部クリーンセンターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

学識経験者 2人
 武蔵野クリーンセンター運営協議会を代表する者 3人
 クリーンむさしのを推進する会を代表する者 1人
 武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者 1人
 武蔵野市商店会連合会を代表する者 1人
 公募委員 3人
 都市企画専門委員 1人

(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会名簿(12名)

	所 属 又 は 職 名	氏 名
有識者	早稲田大学政治経済学部教授 クリーンセンター建設特別市民委員会専門家委員(昭和54年) クリーンセンター・まちづくり委員会(昭和56年)	寄本 勝美
有識者	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学科教授 元第四期長期計画調整計画策定委員会委員長	田村 和寿
運営協議会	武蔵野クリーンセンター運営協議会吉祥寺北町五丁目町会	早川 峻
運営協議会	武蔵野クリーンセンター運営協議会緑町三丁目町会	越智 征夫
運営協議会	武蔵野クリーンセンター運営協議会緑町二丁目三番地地域住民協議会	石黒 愛子
関係団体	クリーンむさしのを推進する会会長	広江 詮
関係団体	武蔵野市コミュニティ研究連絡会会長	橘 弘之
関係団体	武蔵野市商店会連合会会長	金子 和雄
市民	公募市民(八幡町3丁目)	佐々木保英
市民	公募市民(吉祥寺北町3丁目)	前川 智之
市民	公募市民(吉祥寺北町5丁目)	村井 寿夫
行政	都市企画専門委員(平成21年3月末日まで技監)	井上 良一

(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会日程

日 程	委 員 会	内 容
8月27日	第1回まちづくり検討委員会	委嘱式、基本構想説明、過去の経緯
9月7日	まちづくりシンポジウム 場所：市役所811	基調講演　　ごみ焼却場とまちづくり事例 パネルディスカッション
9月17日	第2回まちづくり検討委員会	現クリーンセンター見学　　委員会の議論の進め方
10月15日	第3回まちづくり検討委員会	委員会の議論の進め方（小委員会の設置） 建替えの必要性　　体系図
10月23日	広報計画小委員会	市報特集号・コミセン勉強会他
10月23日	施設研究小委員会	建替えの必要性他
11月5日	第4回まちづくり検討委員会	広報計画　　建替えの必要性 一般廃棄物基本計画の課題から施設計画の検討（1）
11月13日	広報計画小委員会	市報特集号・コミセン勉強会
11月17日	施設研究小委員会	一般廃棄物基本計画の課題から施設計画の検討
11月27日	第5回まちづくり検討委員会	市報特集号・コミセン勉強会（1） 処理方式・課題整理（1）
12月4日	広報計画小委員会	市報特集号・コミセン勉強会
12月9日	施設研究小委員会	一般廃棄物基本計画の課題から施設計画の検討 新施設のあり方からコンセプト
12月16日	コミセン勉強会	西久保コミュニティセンター
12月22日	第6回まちづくり検討委員会	市報特集号・コミセン勉強会（2） 処理方式・課題整理（2）
1月8日	視察	北清掃工場（23区）
1月15日		市報特集号　発行
	コミセン勉強会	吉祥寺北コミュニティセンター
	施設小委員会	新施設のあり方
1月22日	第7回まちづくり検討委員会	新施設のあり方
2月2日	作業部会	これまでのまとめ
2月10日	第8回まちづくり検討委員会	これまでのまとめ
2月12日	コミセン勉強会	境南コミュニティセンター
2月16日	作業部会	中間のまとめ（案）
2月19日	視察	墨田清掃工場・板橋清掃工場（23区）
2月25日	第9回まちづくり検討委員会	中間のまとめ（案）
3月3日	作業部会	中間のまとめ（案）
3月4日	視察	柳泉園組合（西東京市・東久留米市・清瀬市）
3月10日	第10回まちづくり検討委員会	中間のまとめ（案）
3月12日	コミセン勉強会	吉祥寺南町コミュニティセンター
3月16日	作業部会	中間のまとめ（案）
3月23日	第11回まちづくり検討委員会	中間のまとめ（案）
3月31日		「中間のまとめ」市長提出

全市的な周知に向けての取り組み

クリーンセンターの建て替えは、ごみを出す全ての市民にとっての議論となるべきと考え、9月にフォーラムを行った。その後、「広報計画小委員会」を設置し、様々な取り組みを行った。

出席者人数

フォーラム「新しいクリーンセンターの建設に向けて」【資料編 P.175】

9月7日	フォーラム	120人
------	-------	------

コミセン勉強会【資料編 P.178~P.191】

12月16日	西久保コミュニティセンター	13人
1月15日	吉祥寺北コミュニティセンター	22人
2月12日	境南コミュニティセンター	21人
3月12日	吉祥寺南町コミュニティセンター	7人
4月21日	けやきコミュニティセンター	24人
4月23日	緑町コミュニティセンター	20人
4月27日	緑町パークタウン集会所	9人
5月21日	西部コミュニティセンター	2人
6月5日	本宿コミュニティセンター	12人
合計		130人

施設見学会

3月14日	クリーンセンター施設見学会	11人
-------	---------------	-----

環境美化推進委員

5月14日	研修会(テーマ:建て替えについて)	58人
-------	-------------------	-----

「クリーンむさしのを推進する会」地域集会

5月16日	八幡町コミュニティセンター	20人
5月28日	桜堤コミュニティセンター	35人
5月30日	けやきコミュニティセンター	30人
6月1日	都営住宅集会所	40人
6月3日	吉祥寺南町コミュニティセンター	25人
6月5日	吉祥寺西コミュニティセンター	49人
	西久保コミュニティセンター	20人
6月6日	関前コミュニティセンター	50人
	境南コミュニティセンター	50人
6月7日	中央コミュニティセンター	25人
6月15日	西部コミュニティセンター	21人
6月20日	本宿コミュニティセンター	19人
合計		384人

平日に見学に来られない、一人では来づらいという方のために土曜日の見学会を実施

「クリーンむさしのを推進する会」の地域集会(同会の昨年度の実績と今年度の予定を報告する会)で、クリーンセンターの建て替えについて、当委員会で検討されている内容を中心に説明

総計 703人

